

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年10月9日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2500124 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2500034 号

第1 結論

請求者のA社における令和5年1月31日の標準賞与額を50万円に訂正することが必要である。

令和5年1月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和5年1月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和44年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和5年1月31日

請求期間の賞与の記録がないが、当該期間にA社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳、日本年金機構が保管する請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）等により、請求者は請求期間において同社から50万円の賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の令和5年1月31日に係る賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（令和7年6月27日受付）に年金事務所に対し提出していることから、年金事務所は、請求者の請求期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2500125 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2500035 号

第1 結論

請求者のA社における令和5年1月31日の標準賞与額を50万円に訂正することが必要である。

令和5年1月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和5年1月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和43年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和5年1月31日

請求期間の賞与の記録がないが、当該期間にA社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳、日本年金機構が保管する請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）等により、請求者は請求期間において同社から50万円の賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の令和5年1月31日に係る賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（令和7年6月27日受付）に年金事務所に対し提出していることから、年金事務所は、請求者の請求期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2500106 号
厚生局事案番号 : 関東信越（国）第 2500016 号

第1 結論

昭和 56 年＊月から平成 2 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年＊月から平成 2 年 3 月まで

請求期間当時、年金などは親に一任していたので無関心だったが、最近、兄の国民年金の加入記録が見つかったので、両親が私の国民年金保険料も払ってくれていたと思う。私にも記録があると思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の一部について、請求者の兄に国民年金保険料の納付記録があることから、請求者の父親又は母親が請求者に係る国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を納付してくれていたと思う旨主張している。

しかしながら、請求期間について、国民年金保険料を納付するためには当時住民登録していた市町村において国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）が払い出されている必要があるところ、請求者の改製原附票によると、請求者の住所は、請求期間当時は A 市にあったことが確認できることから、年金情報総合管理・照合システムにより、昭和 56 年＊月から平成 2 年 3 月までに同市において払い出された記号番号について調査を行ったものの、請求者の氏名は確認できない。

また、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおいて氏名検索による調査を行ったが、請求者に対して記号番号が払い出された形跡はないことから、請求期間当時、請求者の国民年金加入手続は行われていなかったものと考えられ、請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとされる請求者の両親は既に亡くなっているため、当時の具体的な状況を確認することができない。

このほか、A 市は、請求者に係る国民年金の記録は確認できない旨回答している上、請求者

の請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。